

公共施設整備事前協議制度について

1

1 趣旨・目的

公共施設(インフラ施設を除く)整備の計画段階において、以下の観点から全庁横断的な視点により事前協議等を実施することで、整備内容の最適化を目指す

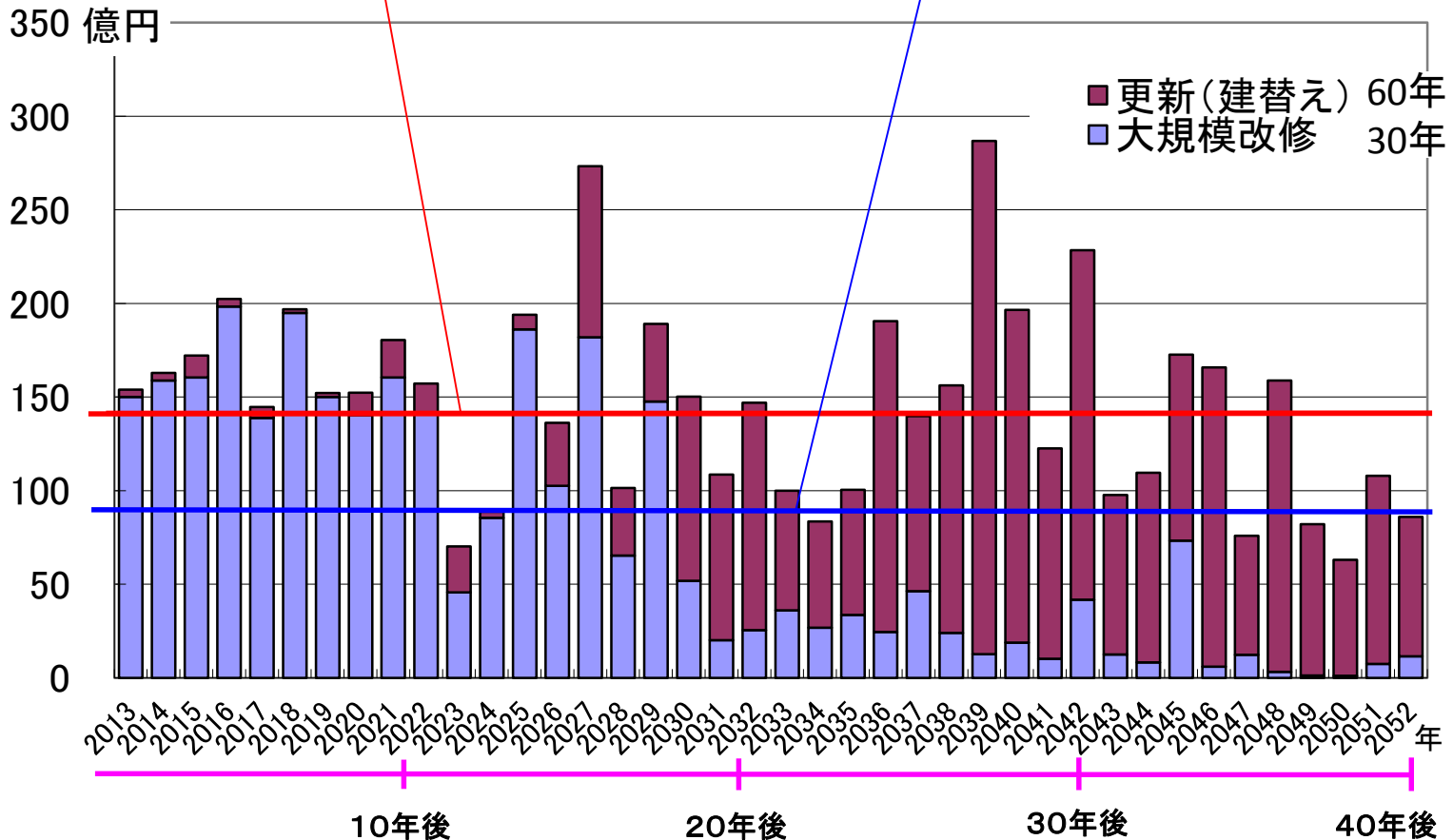
- 1 長野市公共施設等総合管理計画の基本方針
 - 施設総量の縮減(延床面積を20年間で20%縮減)
 - 新規整備の抑制
 - 施設の複合化・多機能化の推進 等
- 2 公共施設等長寿命化基本方針
 - 事後保全から計画的な予防保全への転換
- 3 長野市PPP/PFI手法導入優先的検討方針
 - 事業費の総額が10億円以上の施設整備
- 4 長野市サウンディング型市場調査活用指針
 - 民間事業者との対話により民間のアイデア等を把握

施設所管課(事業担当課)と公共施設マネジメント推進課が事前協議等を実施し、事業の適正や効率性について一定の評価を行うことで、長野市公共施設等総合管理計画との整合性と進捗状況を把握し、公共施設整備に関する情報を一元化するために実施。

2-1 事前協議制度の必要性 - 公共施設白書(H25年度)の将来推計 -

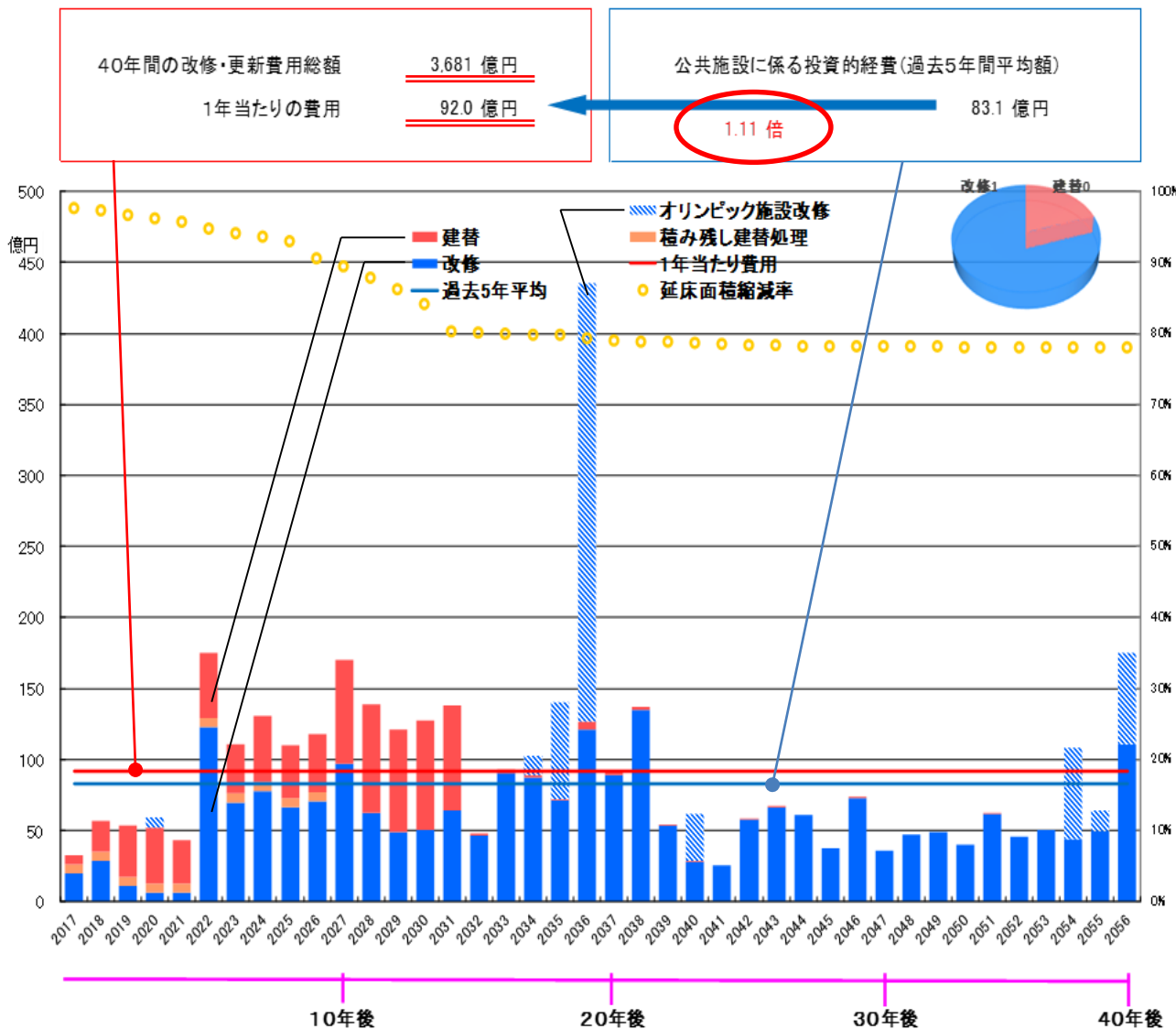
- ✓ 全ての建物の現状の床面積で建替え費用を積算
- ✓ 建替え・改修の周期を全ての建物で一律、建替えが60年・改修が30年として積算

40年間の改修・更新費用総額	<u>5,858億円</u>	公共施設に係る投資的経費(過去5年間平均額)	83.1億円
1年当たりの費用	<u>146.5億円</u>	1.76倍	



2-2 事前協議制度の必要性 —長野市公共施設等総合管理計画での試算—

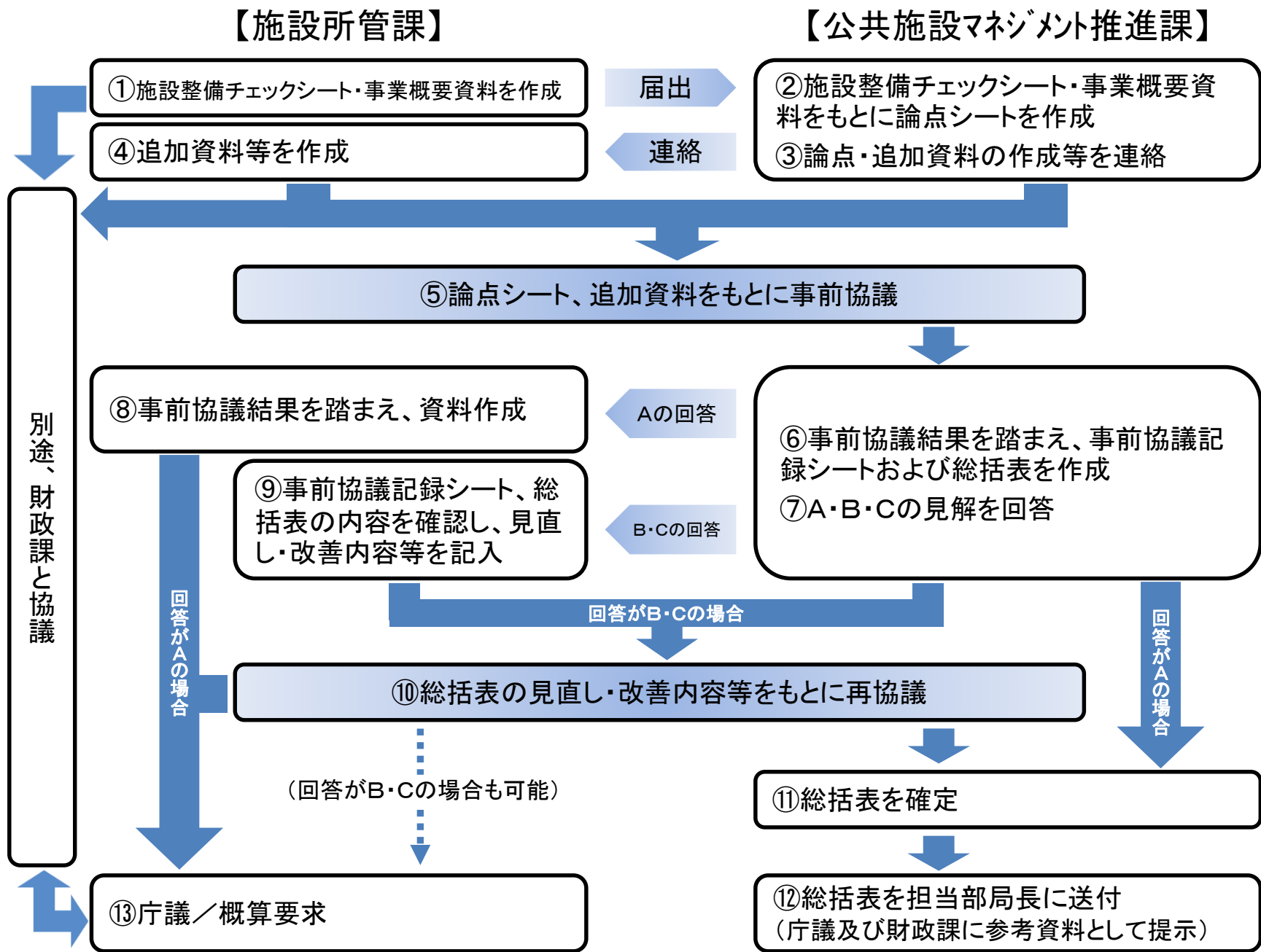
- ✓ 施設総量を20年間で20%縮減した床面積で建替え費用を積算
- ✓ 建替え・改修の周期を新耐震施設が建替えは80年・改修が40年、旧耐震施設は建替えが50年・改修はしないものとして積算



3 事前協議制度の対象と時期 (予算要求の予定額が130万円を超えるもの)

	対象事業	協議等を行う時期
新築・増改築・取得・用途変更・リース	事前協議の実施	
	① 「長野市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に該当する事業	基本構想または基本計画に関する事案が発生した段階
	② 庁議(政策会議・部長会議)に付す公共施設の整備等	庁議開催予定日の3ヶ月前
	③ 延床面積が200㎡以上の新築・増改築・取得・用途変更・リース(以下、「新築等」という)に係る設計・工事の予算要求	概算要求の前 (詳細な時期は毎年度通知する)
	④ 延床面積が200㎡以上の新築等に係る工事の予算執行	設計業務完了または計画通知書(確認申請)提出の1ヶ月前
	事前チェックの実施【小規模な事業を対象】	
新築・増改築・取得・用途変更・リース	⑤ 延床面積が10㎡以上200㎡未満の新築等に係る予算要求	概算要求の前
	⑥ 施設の一部用途変更・機能追加等に係る予算要求	概算要求の前
改修	改修工事の全庁的な優先順位付けの実施	
	⑦ 維持改修に係る予算要求	概算要求の前
除却	届出のみ【転用による活用等の検討】	
	⑧ 用途廃止・除却に係る予算要求	概算要求の前

4 事前協議の流れ (①~④)



(続き)

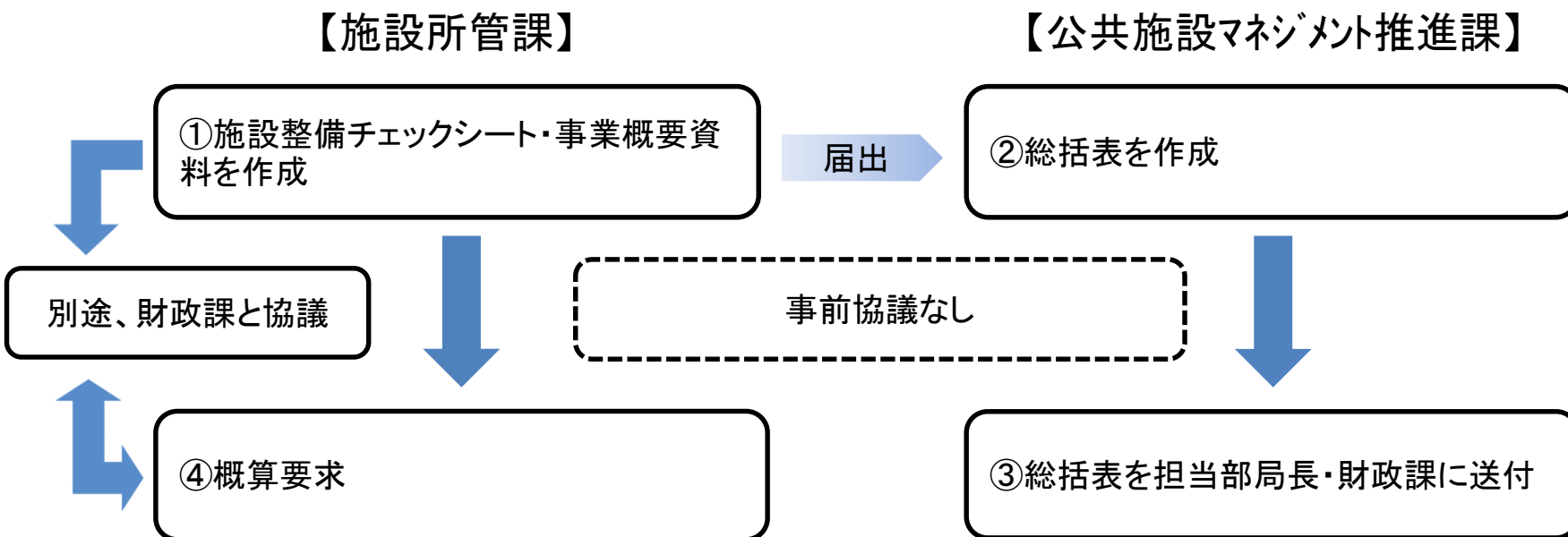
公共施設マネジメント推進課が回答する見解の定義

A	事業・計画が長野市公共施設等総合管理計画と概ね整合が図られていると認める
B	事業・計画に、長野市公共施設等総合管理計画との整合を図る余地があると思われ、改善を求める
C	事業・計画は、長野市公共施設等総合管理計画との整合が図られておらず、事業計画の見直しを求める

※ PPP/PFI事業等、届出があった案件のうち、必要に応じて「長野市公共施設等総合管理調整

会議」で協議

5 事前チェックの流れ【小規模な事業を対象】 (⑤⑥)



※ 施設整備チェックシート、事業概要資料及び総括表は、事前協議と同じ様式を使用

優先順位判定マトリクス

施設整備チェックシート(現場写真等を添付)の届出がされたら、次表の危険度評価と劣化度評価の組み合わせによる9～1の優先順位判定番号を付ける

危険度	劣化度	破損・機能不全	機能低下が発生	機能低下の恐れ
	危険・違法・近隣へ影響	9	8	6
支障あり	7	5	3	
不便・要望	4	2	1	

カテゴリー分け

9～7	: 維持改修を進めるべきと考えるもの
6～4	: 全体の調整のなかで、可能であれば維持改修を進めるべきと考えるもの
3～1	: 予防保全などの時期まで待つべきと考えるもの

※ 計画的な予防保全工事の優先順位判定番号は、上記の危険度評価と劣化度評価の結果に係らず、カテゴリーを9とする。

(続き) ● 評価項目

優先順位判定番号が9～4のカテゴリーの工事について、次表の評価項目ごとに点数を付け、合計点を出したうえ、9～4のカテゴリーごとに全庁横断的な「維持改修優先順位表」を作成し、財政課へ送付する

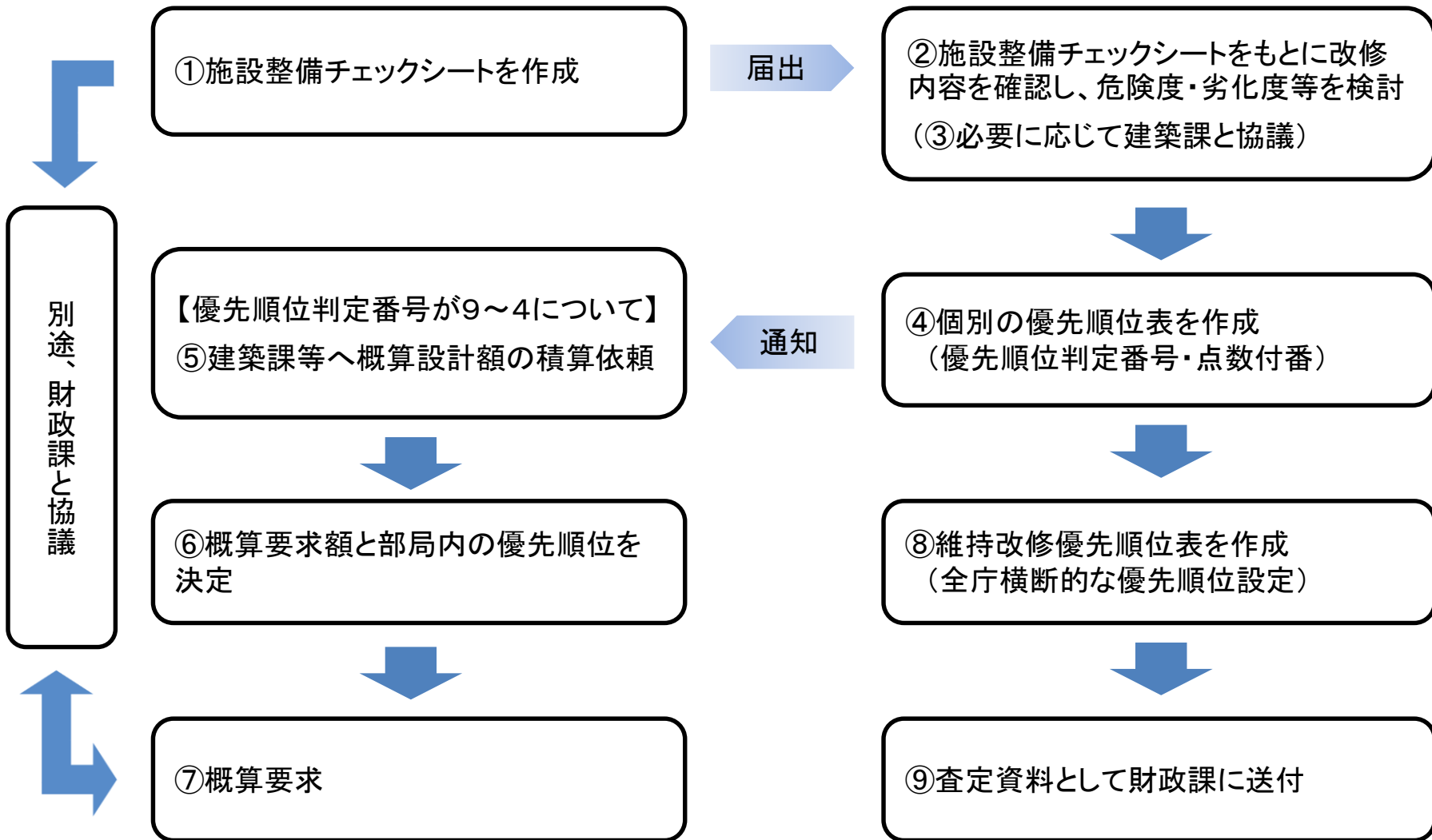
主な利用者	特定 (右記を除く)	不特定	高齢者・障害者	高校生以下
	1	2	3	4
一次評価結果	用途廃止	更新検討	利用検討	継続保全
	1	2	3	4
運営への影響	小 (軽微)	中 (不便)		大 (運営不可)
	0	2		4
二次被害の可能性	小	中		大
	0	2		4
利用者数・稼働率	不明 又は 小	中		大
	0	2		4
所有形態	建物を賃借 (内装工事を除く)	土地を賃借・建物を所有		その他
	0	1		2
躯体への影響	なし		あり	
	0		2	
施設の設置目的	裁量的		義務的	
	0		2	
地域性 (代替性)	右記を除く地域		中山間地域	
	0		4	
建物の耐震性	なし 又は 不明		あり 又は 耐震補強工事	
	0		8	
予防保全までの期間	19年・新耐震以前の建物	1年～18年		予防保全工事・集約化工事
	0	年数×0.5		12

※ 必要に応じて公共施設マネジメント推進課が現場確認を行う。施設所管課は、同じ施設群の利用者数や稼働率を把握する必要がある。

6-2 改修工事に係る優先順位付の流れ (⑦)

【施設所管課】

【公共施設マネジメント推進課】




7 今後のスケジュール

10

2月 公共施設等総合管理調整会議・部長会議

3月 公共施設の在り方調査研究特別委員会・長野市公共施設適正化検討委員会



4月以降 平成30年度庁議案件 及び 平成31年度当初予算要求案件から適用

※ 制度の手続き等については、実施状況や効果等を検証しながら継続的に見直しを行っていく